

平成26年5月1日要領第7号

独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院看護学生奨学金貸与要領

平成26年4月1日

JCHO宇和島病院規程第7号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院（以下「病院」という。）が日本国内の看護師養成施設に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師を確保することを目的とする。

(貸与対象要件と人数)

第2条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 日本国内の看護師養成施設に在籍する学生であつて、学生の本分を守り、学業に精進することができる者
- 二 看護師養成施設を卒業後、病院に常勤の看護師として勤務することを希望する者

2 貸与人数は1学年につき8名以内とする。

(貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、病院長に対し、奨学金貸与申請書（様式第1号）に履歴書（写真貼付）、成績証明書、卒業見込証明書及び看護師養成施設の合格証書の写し（在學生は在学証明書）を添付して申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 病院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。

- 2 病院長は、奨学生に対して、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、病院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間等)

第5条 奨学金の貸与額は、月額10万円を上限として貸与することができる。ただし、自宅から通学する奨学生は月額8万円を上限とする。

- 2 奨学金は支度金を含むものとし授業料、運営協力費等の全部又は一部に充てるものとする。

- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護師養成施設を卒業する年度までの修業年限とする。すでに看護師養成施設に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、当該年度の途中からの貸与を可能とする。

(貸与方法及び利息)

第6条 奨学金は月額を毎月末までに本人の指定口座に振り込むものとする。

- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第8条 病院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 新たな学年に進級できないとき
- 二 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断したとき

(奨学生の辞退)

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を病院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第10条 病院長は、奨学生が看護師養成施設を卒業後、病院において、常勤職員として引き続き第5条第3項に定める貸与期間相当の期間(以下「返還債務免除勤務期間」という。)勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、病院長は、1年以上の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除することができる。なお、1年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。
- 3 病院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。
- 4 病院長は、前3項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、本人及び連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するもの

とする。

(返還債務免除勤務期間の通算)

第11条 病院長が必要と認めて病院長の命令により他の病院に異動した場合には、返還債務免除勤務期間に含むものとする。なお、異動した場合の取扱いは別に定めるものとする。

(返還債務免除勤務期間の一時中断)

第12条 病院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

(返還)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌末日までに、貸与された奨学金の全額（第10条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額）を一括で返還しなければならない。

- 一 第8条の規定により奨学生の資格が取消されたとき
- 二 地域医療機構の職員採用試験に不合格となったとき
- 三 原則として、看護師養成施設を卒業後2年以内に看護師の免許を取得できなかったとき
- 四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき
- 五 地域医療機構の就業規則に著しい違反行為があったとき

2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと病院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、病院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる書面を作成するものとする。

3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づいて算出した延納利息を徴収するものとする。

(延滞金)

第14条 病院長は、奨学生が、前条第1項で規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(紛争対応)

第15条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

附則

1. この規程は平成26年4月1日より施行する。

附則（平成30年要領第3号）

（施行期日）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年要領第3号）

（施行期日）

この規程は令和2年1月1日から施行する。

附則（令和3年要領第1号）

（施行期日）

この規程は令和3年4月1日から施行する。